様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和　8年　6月 17日

群馬県知事 殿

提出者

住 所　〒103-8502
東京都中央区日本橋箱崎町６－６

氏 名　マックス株式会社

常務取締役
上席執行役員
生産本部長　石井 英之

電話番号　藤岡工場　0274－42－0981

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	マックス株式会社 藤岡工場
事業場の所在地	群馬県藤岡市森３３－１
計画期間	令和 8年　4月　1日 ～ 令和 9年　3月 31日 まで

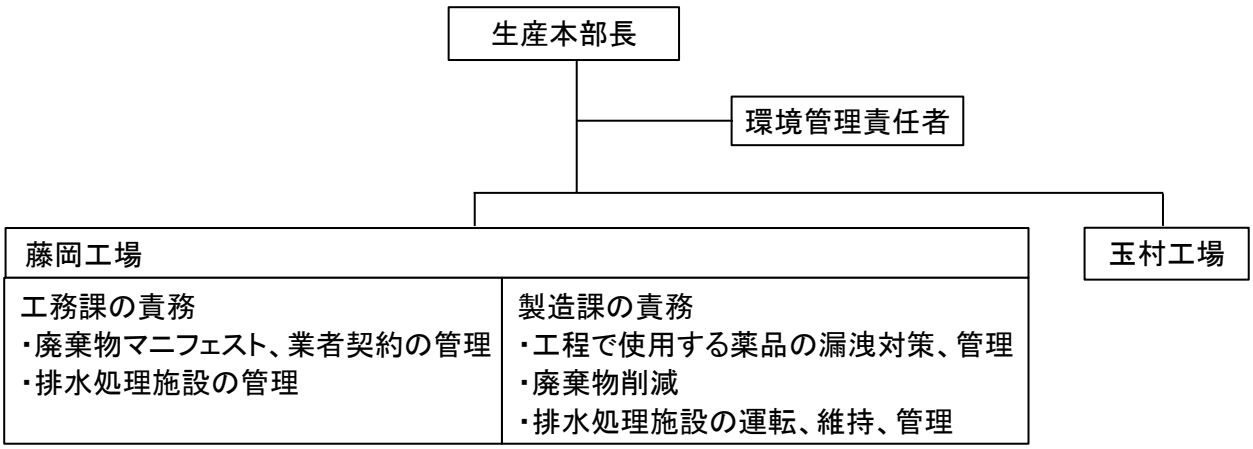
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類:製造業　　中分類:金属製品製造業
②事業の規模	製品出荷額　130億円
③従業員数	164人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	◇酸・アルカリ 製品原料の線材を硫酸・塩酸・アルカリによる表面処理及び硫酸をメッキにて使用しています。通常廃液は表面処理施設から発生後、排水処理施設にて中和し、他の汚水と共に処理しています。 ◇廃油（廃塗料） 製品の塗装工程で使用され、色変えによる洗浄と塗料調合後、使用期限がある為、廃液が発生します。全量業者委託処理し、混合処理後、燃料として出荷されています。

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和 7 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油（塗料）
排　出　量	35 t	59 t	11 t

（これまでに実施した取組）
・酸、アルカリの更新時期を見直す事で処理量を削減。
・酸を廃棄する前に工程にある予備タンクに静置し、上澄みを再利用する事で廃棄量削減。
・生産量に合わせた塗料の添加剤調合を行い、期限切れによる無駄な廃棄を削減する。
・工程改善による廃液の抑制。
・硫酸の更新をタンクの半量のみ行う事で廃液を抑制。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油（塗料）
排　出　量	25 t	55 t	11 t

（今後実施する予定の取組）
・酸アルカリ液更新時の洗浄水抑制の為、タンク内の汚泥の泡、沈殿物を業者吸引にて清掃を行い委託処理をする。
・硫酸の更新をタンクの半量のみ行う事で廃液を抑制。
・生産量に合わせた塗料の添加剤調合を行い、無駄な廃棄の抑制を継続します。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・酸、アルカリの廃液はそれぞれの配管で廃液タンクへ送られる。
・廃油（塗料）は専用のドラム缶へ保管し混入を防ぐ。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・現状を維持し混入を防ぐ。
・廃アルカリより発生する浮遊した汚泥を分別して処理する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油（塗料）
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	― t	― t	― t

（これまでに実施した取組）

実施しておりません

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油（塗料）
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	― t	― t	― t

（今後実施する予定の取組）

実施予定はありません

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和 7 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油（塗料）
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	― t	― t	― t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	24 t	37 t	― t

（これまでに実施した取組）

・クロム酸使用廃止に伴う三価還元装置の廃止。
・廃塩酸の社内中和処理実施。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油（塗料）
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	― t	― t	― t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	20 t	35 t	― t

（今後実施する予定の取組）

・通常工程から排水処理へ送られる廃液は排水処理で中和し、他の汚水と共に凝集沈殿処理します。
・廃アルカリは液更新時に洗浄水が多く発生しており、業者吸引による清掃で委託処理に切替える事で、洗浄水の抑制を行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類			
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	― t	― t	― t

（これまでに実施した取組）

実施しておりません

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	― t	― t	― t

（今後実施する予定の取組）

実施予定はありません

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和 7 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油（塗料）
全処理委託量	11 t	22 t	11 t
優良認定処理業者への処理委託量	11 t	22 t	11 t
再生利用業者への処理委託量	― t	― t	― t
認定熱回収業者への処理委託量	― t	― t	― t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	― t	― t	― t

（これまでに実施した取組）

・生産量に合わせた塗料の添加剤調合を行い、期限切れによる無駄な廃棄を削減する。

・アルカリ廃液、液更新時の洗浄水抑制の為、タンク内の汚泥の泡、沈殿物を業者吸引作業にて処理を行った。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>
【目標】
<table>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>廃酸</td><td>廃アルカリ</td><td>廃油（塗料）</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>5 t</td><td>20 t</td><td>11 t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>5 t</td><td>20 t</td><td>11 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>－ t</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>－ t</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>－ t</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）

・生産量に合わせた塗料の添加剤調合を行い、無駄な廃棄の抑制を継続します。

・酸、アルカリ液更新時の洗浄水抑制の為、タンク内の汚泥、沈殿物の状況により業者吸引作業にて清掃、委託処理を行う。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td>
【前年度（令和 7 年度）実績】
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）</td><td>105t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組等）

平成30年度より利用中
</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

令和　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。